

占用に関する工事を完了したとき。

(2) 前号に掲げる者が、公園施設の設置若しくは管理又は都市公園の占用を廃止したとき。

(3) 第1号に掲げる者が、[法第10条第1項](#)の規定により都市公園を原状に回復したとき。

(4) [法第27条第1項](#)又は[第2項](#)の規定により必要な措置を命ぜられた者が、命ぜられた工事を完了したとき。

(5) 都市公園を構成する土地物件について所有権を移転し、又は抵当権を設定し、若しくは移転したとき。

(都市公園の変更及び廃止)

第15条の2 市長は、都市公園の名称、位置若しくは区域を変更し、又は都市公園を廃止しようとするときは、当該都市公園の名称、位置、変更又は廃止に係る区域及びその年月日を公告しなければならない。

(公園予定区域及び予定公園施設についての準用)

第16条 [第3条](#)から[第15条](#)まで([第7条](#)を除く。)の規定は、[法第33条第4項](#)に規定する公園予定区域又は予定公園施設について準用する。

(管理の代行等)

第17条 市長は、岡崎公園、籠田公園、南公園、岡崎中央総合公園、中央緑道、乙川河川緑地及び村積山自然公園(市長が定める区域に限る。)(以下この条において「岡崎公園等」という。)の管理上必要があると認めるときは、指定管理者([地方自治法第244条の2第3項](#)に規定する指定管理者をいう。以下この条において同じ。)に岡崎公園等の管理を行わせることができる。

2 前項の規定により指定管理者に管理を行わせる場合の当該指定管理者が行う業務は、次に掲げる業務とし、指定管理者は、この条例及びこれに基づく規則の規定に従って誠実に岡崎公園等を管理しなければならない。

(1) 岡崎公園等の施設、設備及び物品の維持管理に関する業務(市長が定めるものを除く。)

(2) 岡崎公園、籠田公園、南公園、中央緑道及び乙川河川緑地における有料公園施設を利用に供する業務

(3) 岡崎公園等における[第3条](#)の許可に関する業務(市長が定めるものを除く。)

(4) [前3号](#)に掲げるもののほか、管理上市長が必要と認める業務

3 [第1項](#)の規定により指定管理者に管理を行わせる場合における[第3条](#)及び[第6条](#)の規定の適用については、これらの規定中「市長」とあるのは、「指定管理者」とする。

4 [第1項](#)の規定により指定管理者に有料公園施設の管理を行わせる場合及び[第3条](#)の許可に関する業務を行わせる場合における[第10条第1項](#)及び[第2項](#)並びに[第11条](#)から[第13条](#)までの規定の適用については、[第10条第1項](#)中「若しくは第3条第1項若しくは第3項の許可」とあるのは「の許可又は第3条第1項若しくは第3項の許可(指定管理者の許可を除く。)」と、「又は有料公園施設を利用しようとする者(以下「使用者」という。))は、都市公園使用料(以下「使用料」とあるのは「(第12条において「使用者」という。))は都市公園使用料(以下「使用料」という。))を、[第3条第1項](#)又は[第3項](#)の許可(指定管理者の許可に限る。))を受けた者及び有料公園施設を利用しようとする者([第12条](#)において「利用者」という。))は都市公園の利用に係る料金(以下「利用料金」と、[同条第2項本文](#)中「とする」とあるのは「とし、利用料金は、基本料金及び附属設備使用料とし、その額は、別表第2及び別表第3に掲げる額の範囲内で指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて定める額とする」と、[同項ただし書](#)中「基本使用料」とあるのは「基本料金」と、「に3倍以内で規則で定める倍率を乗じて得た」とあるのは「の3倍以内で指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて定める」と、[第11条](#)中「使用料」とあるのは「使用料及び利用料金(次条において「使用料等」という。))」と、[第12条](#)中「使用料」とあるのは「使用料等」と、「都市公園の占用又は」とあるのは「若しくは都市公園の占用ができなくなつた場合又は利用者が自己の責めに帰することができない理由によつて」と、「市長」とあるのは「市長又は指定管理者」と、[第13条](#)中「使用料」とあるのは「使用料を、指定管理者は、市長が定める基準に従い、利用料金」とする。

5 [第1項](#)の規定により指定管理者に管理を行わせる場合における利用料金は、指定管理者の収入として収受させるものとする。

(協議会)

第17条の2 [法第17条の2第1項](#)の規定により、岡崎市公園協議会([次項](#)及び[次条](#)において「協議会」という。)を置く。

2 協議会は、20人以内の委員をもつて組織する。

3 委員は、[法第17条の2第2項各号](#)に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

4 委員の任期は、1年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 [前項本文](#)の規定にかかわらず、市長が必要と認める場合には、1年の範囲内で市長が定める期間を委員の任期とすることができる。

6 委員は、再任されることができる。

第17条の3 協議会に次に掲げる分科会を置くことができる。

(1) 籠田公園分科会

(2) 中央緑道分科会

2 籠田公園分科会及び中央緑道分科会は、協議会の所掌事務のうち、それぞれ籠田公園及び中央緑道に関する事項をつかさどる。

(規則への委任)

第18条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第4章 罰則

第19条 [次の各号](#)のいずれかに該当する者に対しては、1万円以下の過料に処する。

(1) [第3条第1項](#)又は[第3項\(第16条\)](#)においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定に違反して[第3条第1項各号](#)に掲げる行為をした者

(2) [第5条\(第16条\)](#)において準用する場合を含む。)の規定に違反して[第5条各号](#)に掲げる行為をした者

(3) [第14条第1項](#)又は[第2項\(第16条\)](#)においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定による市長の命令に違反した者

第20条 詐欺その他不正の行為により使用料の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料に処する。

第21条 [法第5条の11](#)の規定により市長に代わつてその権限を行う者は、この章の規定の適用については、市長とみなす。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に権原に基いて都市公園において[第3条第1項各号](#)に掲げる行為をしている者は、その権原に基いて、なお当該行為をすることができるものとされている期間は、従前と同様の条件により当該行為をすることについて[第3条第1項](#)の許可を受けたものとみなす。

附 則(昭和33年4月1日条例第9号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和34年4月1日条例第11号)

この条例は、昭和34年4月1日から施行する。

附 則(昭和37年4月1日条例第11号)

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 次に掲げる条例は、廃止する。

(1) 岡崎市体育施設条例(昭和32年岡崎市条例第16号)

(2) 岡崎城条例(昭和34年岡崎市条例第10号)

附 則(昭和37年10月1日条例第28号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和38年3月30日条例第15号)

この条例は、公布の日から起算して3月をこえない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、第5条の改正規定は、公布の日から施行する。

(昭和38年規則第11号により、昭和38年5月10日から施行)

附 則(昭和38年10月1日条例第34号)

この条例は、昭和38年11月1日から施行する。

附 則(昭和39年4月1日条例第45号)

この条例は、昭和39年4月1日から施行する。

附 則(昭和39年7月1日条例第51号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和40年4月1日条例第16号)